

資料	No.
第 161 回 神戸市 環境影響評価審査会	16

神戸製鉄所火力発電所（仮称）設置計画 環境影響評価準備書  
に係る公述意見書についての事業者見解

平成 29 年 9 月

株式会社神戸製鋼所



## 見解書

<p>(1) 事業者の氏名及び住所 (法人にあってはその名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地)</p>	<p>氏名 株式会社神戸製鋼所 代表取締役会長兼社長 川崎 博也 住所 神戸市中央区脇浜海岸通二丁目2番4号</p>
<p>(2) 対象事業の名称</p>	<p>神戸製鉄所火力発電所(仮称)設置計画</p>
<p>(3) 公述の概要及び公述に対する 事業者の見解</p>	<p>別紙のとおり</p>



## 1. 環境全般

番号	公述意見の概要	事業者の見解
1	<p>現行の法的最小限度の環境影響調査しか実施していない。</p>	<p>本計画においては、「環境影響評価法」及び「電気事業法」に基づき、環境影響評価手続きを実施しております。</p> <p>計画段階環境配慮書（以下、「配慮書」という。）、環境影響評価方法書（以下、「方法書」という。）及び環境影響評価準備書（以下、「準備書」という。）の各手続きにおいて、皆様から頂いたご意見を踏まえ、国、県及び市において、学識経験者などから構成される審査会等で審議頂いた上で進めております。</p> <p>特に、方法書での手続きにおいて頂いたご意見等を踏まえ、今回、現地調査における項目の追加、地点の追加及び予測評価の補足的なシミュレーションなどを実施しております。</p> <p>そのため、本計画に伴う環境影響評価は適切に実施しているものと考えております。</p>
2	<p>近隣住民には、増設計画の丁寧な説明もない。</p>	<p>準備書の届出、送付を行った後、「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、公告・縦覧を行いました。</p> <p>公告については、日刊新聞6紙へ掲載するとともに、神戸市広報紙 KOBE、広報あしや及び当社ホームページにて、準備書等の縦覧、説明会の実施について、公表、お知らせいたしました。</p> <p>縦覧については、当社施設等に加え、兵庫県、神戸市及び芦屋市の協力を得て、合計8か所にて、準備書等の縦覧を実施するとともに、当社ホームページでの電子縦覧に加え、兵庫県、神戸市及び芦屋市の協力を得て、環境影響評価に係る各ウェブサイトにて、電子縦覧のリンク先 URL を掲載頂きました。</p> <p>また、「環境影響評価法」第17条の規定に基づき、準備書の縦覧期間において、準備書の記載事項を周知するための説明会を神戸市3か所、芦屋市1か所の計4か所にて開催し、合計880名の方に来場いただきました。</p> <p>環境影響評価の図書については、できる限りわかりやすく記載することを心掛けていますが、正確に記すため専門的な表現にならざるを得ないところもございます。</p> <p>そのため、説明会では、スライドを用いたナレーションによる説明に加え、図書の内容を簡潔に取りまとめた「あらまし」を作成、配布し、わかりやすい対応に努めました。</p>
3	<p>石炭火力発電所の増設計画について、市民にあまり認知されていないのではないかと。</p> <p>(同趣旨の意見2件)</p>	<p>準備書の届出、送付を行った後、「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、公告・縦覧を行いました。</p> <p>公告については、日刊新聞6紙へ掲載するとともに、神戸市広報紙 KOBE、広報あしや及び当社ホームページにて、準備書等の縦覧、説明会の実施について、公表、お知らせいたしました。</p> <p>縦覧については、当社施設等に加え、兵庫県、神戸市及び芦屋市の協力を得て、合計8か所にて、準備書等の縦覧を実施するとともに、当社ホームページでの電子縦覧に加え、兵庫県、神戸市及び芦屋市の協力を得て、環境影響評価に係る各ウェブサイトにて、電子縦覧のリンク先 URL を掲載頂きました。</p> <p>また、「環境影響評価法」第17条の規定に基づき、準備書の縦覧期間において、準備書の記載事項を周知するための説明会を神戸市3か所、芦屋市1か所の計4か所にて開催し、合計880名の方に来場いただきました。</p>

番号	公述意見の概要	事業者の見解
4	<p>発電所の影響範囲は、周囲 30 キロメートル以上にも及ぶと言われているが、神戸製鋼が実施した説明会は、影響をこうむるであろう対象の住民に対して、その説明義務を果たしていない。</p>	<p>準備書の縦覧、説明会の開催は、「環境影響評価法」及び「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成 10 年通商産業省令第 54 号）（以下、「発電所アセス省令」という。）に基づき、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）において実施いたしました。</p> <p>関係地域については、「発電所アセス省令」第 18 条において、「一 対象事業実施区域及びその周囲一キロメートルの範囲内の地域、二 既に入手している情報によって、一以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると判断される地域」とされていることから、神戸市東灘区、灘区、中央区及び芦屋市といたしました。</p> <p>準備書の縦覧については、「環境影響評価法」第 16 条において、事業者は、公告の日から起算して一月間、準備書及び要約書を関係地域内において縦覧に供する、とされていることから、本計画においては、当社施設等に加え、兵庫県、神戸市及び芦屋市の協力を得て、合計 8 か所で開催いたしました。</p> <p>また、説明会の開催については、「環境影響評価法」第 17 条において、準備書の縦覧期間内に、関係地域内で準備書の記載事項を周知するための説明会を開催しなければならない、とされていることから、説明会に参加される方の参集の便を考慮し、神戸市 3 か所、芦屋市 1 か所の計 4 か所にて開催いたしました。</p>
5	<p>説明会が不十分。限られた開催地。神鋼の関係者が動員されてきたという形で、ホールがいっぱい、ビデオで会場を撮影するなど脅迫めいていると思う。</p>	<p>本計画では、「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、準備書の縦覧期間において、準備書の記載事項を周知するための説明会を神戸市 3 か所、芦屋市 1 か所の計 4 か所にて開催し、合計 880 名の方に来場いただきました。</p> <p>環境影響評価の図書については、できる限りわかりやすく記載することを心掛けていますが、正確に記すため専門的な表現にならざるを得ないところもございます。</p> <p>そのため、説明会では、スライドを用いたナレーションによる説明に加え、図書の内容を簡潔に取りまとめた「あらまし」を作成、配布し、わかりやすい対応に努めました。</p> <p>本計画は、神戸市においては規模の大きい事業と考えております。そのため、関連すると思われる事業者数は非常に多いと認識しており、そのような方が来られている事も想定されますが、基本的には関係地域にお住まいの方が来られたものと考えております。</p> <p>ビデオ撮影については、事前に司会者からお伝えした通り、「説明会の運営並びにご説明の状況を正確に記録するため」に実施したものです。</p>
6	<p>2005 年には公害物質の排出データを改ざんするなどの反社会的行為を行っていたことは周知のことだ。環境削減対策を求めた市長意見、知事意見に全く背を向け、まさに反コンプライアンスの態度ではないか。神鋼関係会社の調査は全く信用できない、第三者期間に調査を依頼すべき。</p>	<p>当社は、平成 18 年の加古川製鉄所、神戸製鉄所におけるばい煙問題を契機に、法令遵守に対する取り組みを強化しております。</p> <p>事業にかかわる法令の遵守を徹底するとともに、コンプライアンスに対する感度の高い組織文化の醸成を目指して、継続的に取り組んでおります。</p> <p>さらに、本年度より当社グループが持続的に発展していくことを目指した活動として、「KOBELCO の約束</p>

番号	公述意見の概要	事業者の見解
	(同趣旨の意見6件)	<p>Next100 プロジェクト (次の 100 年に向けた活動)」を開始しております。</p> <p>この中で、「高い倫理観とプロ意識の徹底」として、「法令、社内ルール、社会規範を遵守することはもちろんのこと、高い倫理観とプロとしての誇りを持って、公正で健全な企業活動を行います。」との誓いを社内外に示し、CSR、コンプライアンス、安全、品質管理などを含めた全ての企業活動に落とし込み、グループ内外に浸透させていくことによって、当社グループの持続的発展及び企業価値向上を目指しております。</p> <p>環境経営の先進企業としてより一層信頼を賜れるよう、全社一丸となって、努力を続けてまいります。</p> <p>環境影響評価の実施にあたっては、環境影響評価業務の一部を実績のある専門業者に委託して適正に調査、予測及び評価を実施し、結果については、国、県及び市において、学識経験者などから構成される審査会等で、専門的見地から審議いただくことになっており、調査結果等の客観性、信頼性は確保されるものと考えております。</p>

2. 事業計画

番号	公述意見の概要	事業者の見解
7	<p>パリ協定に見られますように、地球温暖化対策、温室効果ガスの削減は世界的な課題となっている。地球温暖化防止に逆行する計画である石炭火力発電所の増設に反対します。</p> <p>(同趣旨の意見 22 件)</p>	<p>本計画は、関西電力株式会社（以下、「関西電力」という。）が火力発電所の高経年化対応及び経済性向上の観点から実施した火力電源入札に対して、神戸製鉄所で保有する岸壁や荷揚げ設備等のインフラや高炉跡地を活用した石炭火力発電設備の導入を計画し、応募したものです。入札の結果、国による審査も経て落札者に決定し、平成 27 年 3 月に関西電力と電力受給契約を締結しております。</p> <p>二酸化炭素の取扱いについては、経済産業省、環境省が公表した「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」（平成 25 年 4 月 経済産業省、環境省）において、「電気事業分野における実効性ある地球温暖化対策」として、特定規模電気事業者（以下、「新電力」という。）を含む主要事業者が参加する電力業界全体の枠組みを構築し、国の計画と整合する目標の達成に向けた取り組みをしていくことが必要とされております。また、地球温暖化問題の性格上、全体で管理する枠組により対策の実効性を確保することが基本となりますが、二酸化炭素排出量が非常に大きい火力発電所の個々の建設に係る環境アセスメントにおける二酸化炭素の取扱いについては、以下の 2 つの観点から審査するとされております。</p> <p>（1）「利用可能な最良の技術(BAT)の採用等により可能な限り環境負荷低減に努めているか」</p> <p>（2）「国の二酸化炭素排出量削減の目標・計画と整合性を持っているかどうか」</p> <p>（1）「BAT の採用等により可能な限り環境負荷低減に努めているか」について</p> <p>本計画においては、「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議とりまとめ」（平成 25 年 4 月 経済産業省、環境省）において公表された「BAT の参考表」（以下、「BAT の参考表」という。）に記載されている「(A) 経済性・信頼性において問題なく商用プラントとして既に運転開始をしている最新鋭の発電技術」である超々臨界圧(USC)発電設備を採用いたします。また、設計発電端効率は「BAT の参考表」の「(B) 商用プラントとして着工済み（試運転期間等を含む）の発電技術及び商用プラントとしての採用が決定し環境アセスメント手続きに入っている発電技術」に相当する 43%(HHV：高位発熱量基準)として計画しております。</p> <p>（2）「国の二酸化炭素排出量削減の目標・計画と整合性を持っているかどうか」について</p> <p>国は、温室効果ガス削減目標として、平成 27 年 7 月に「2030 年度に 2013 年度比で▲26%の水準にする」との削減目標を公表し、パリ協定に先立ち、「日本の約束草案」として国連に登録しております。</p> <p>温室効果ガス削減目標の前提として、「長期エネルギー需給見通し(平成 27 年 7 月)」が策定され、電力供給に関しては、S+3E(安全性、安定供給、経済性、環境適合)を考慮し、安全性の確保を大前提に、自給率を高め、電力コストを引き下げ、欧米に遜色のない削減目標とすることを同時達成することを想定して、2030 年度の電源構成のエネルギーミックスが公表され、2030 年度の電力の二酸化炭素排出係数(0.57kg-CO<sub>2</sub>/kWh から 0.37kg-CO<sub>2</sub>/kWh に低減)が示されました。</p>



番号	公述意見の概要	事業者の見解
		<p>このエネルギーミックスの中で、非化石電源(原子力、再生可能エネルギー)は2013年度の12%から2030年度には44%に拡大し、その一方で、火力発電(石炭、天然ガス)の比率は2013年度の88%から2030年度には56%に低減することなどにより電力全体の二酸化炭素排出量を低減する計画となっております。石炭火力については「高効率化を進めつつ環境負荷の低減と両立しながら活用する」ベースロード電源とされており、構成比率を2013年度の30%から2030年度26%に低減し、加えて高効率化を図ることで日本全体の石炭火力発電設備からの二酸化炭素排出量を低減する計画となっております。</p> <p>電力業界は、温室効果ガス排出抑制活動に真摯に取り組むため自主的取り組みとして「電気事業低炭素社会協議会」を設立し、国の目標と整合した、二酸化炭素排出係数:0.37kg-CO<sub>2</sub>/kWhを目標とする「電気事業における低炭素社会実行計画」を公表しております。本計画においては、当社が新設する発電所の電力は、発電のために使用する電力を除き全量を、上記の「電気事業低炭素社会協議会」に加盟している関西電力に卸供給する計画としております。従って、本発電所から送電する電力に係る二酸化炭素排出量は、電力業界の枠組みの中で管理されます。</p> <p>また、上記のエネルギーミックスならびに電力の二酸化炭素排出係数の目標を達成するために、国は、法律を改正し以下の2つの取り組みが行われております。</p> <p>1) 火力発電の効率遵守 平成28年3月に改正された「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(以下、「省エネ法」という。)において、各発電事業者は、2030年度に向けて、エネルギーミックスに整合した発電効率44.3%を達成する必要があります。発電事業者である当社は、新設発電所に加え神戸発電所および真岡発電所を含めた総合的な発電効率で「省エネ法」の基準である44.3%を遵守いたします。</p> <p>2) 非化石電源比率44%の確保 平成28年3月に改正された「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」(以下「エネルギー供給構造高度化法」という。)において、電力の小売り事業者は、2030年度に向けて、非化石電源を44%以上確保することを義務付けられます。本計画は、関西電力の火力電源入札において落札された案件であることから、関西電力は本計画も考慮の上で非化石電源44%以上を確保し、電気事業低炭素社会協議会の参加会社として、国の計画であるエネルギーミックス並びに電力に係る二酸化炭素排出係数の目標達成に貢献すべく取り組むとされております。</p> <p>以上より、本計画は、国の計画に整合しており、目標達成に貢献できるものと考えております。</p> <p>本計画では、電力需要地に近接した立地により送電エネルギーのロスを最小限にすることができ、安価な電力を大量かつ安定的に供給することで神戸市のみならず、阪神地域の電力自給率の向上に寄与するものと考えております。</p> <p>加えて地震・津波に強い発電所計画を行うことで、大都市での電力インフラを強化し、災害に強い街づくりに貢献いたします。</p>

番号	公述意見の概要	事業者の見解
8	<p>電気の需要は減っている。新たな発電所を建設する必要は無い。</p> <p>(同趣旨の意見9件)</p>	<p>平成7年の電気事業法改正で電力卸供給事業が認められて以降、平成23年の東日本大震災を経て、平成28年の小売全面自由化、平成32年には発送電分離が計画されるなど国のエネルギー政策は大きな過渡期を迎えております。</p> <p>資源に乏しい日本では、平成26年4月に閣議決定したエネルギー基本計画において、エネルギー政策の要諦はS+3E(安全性、安定供給、経済性、環境適合)を考慮し最大限の取組を行うことであり、石炭については「安定供給性や経済性に優れた重要なベースロード電源の燃料として(中略)、環境負荷を低減しつつ活用していくエネルギー源」とされました。さらに、平成27年7月に公表された「長期エネルギー需給見通し関連資料」では、安全性の確保を大前提に、自給率を高め、電力コストを引き下げ、欧米に遜色のない削減目標とすることを同時達成することを想定した2030年度の電源構成のエネルギーミックスが公表されており、この中で石炭は、2030年度の電源構成の26%を担うことでエネルギーミックスの安定供給と経済性が確保されるものと考えております。</p> <p>また、「長期エネルギー需給見通し」では、国内の電力需要は、2030年度には、2013年度と比較して経済成長等により増加が見込まれるものの、徹底した省エネルギー対策により2013年度とほぼ同レベルで推移する見通しです。</p> <p>このような状況の中で、関西電力は火力発電所の高経年化対応及び経済性向上の観点から火力電源入札を実施しました。当社の電力事業は、従来より、事業を営む地域で保有するインフラを有効活用することにより安定して経済性に優れた電力を供給することを方針としており、この入札募集に対して当社は、神戸製鉄所で保有している岸壁、荷揚げ設備等のインフラや高炉跡地を活用した石炭火力発電設備の導入を計画し、応募しました。入札の結果、国による審査も経て落札者に決定し、平成27年3月に関西電力と電力受給契約を締結いたしました。</p> <p>本計画では、国の地球温暖化対策の目標・計画に則って計画しており、国が示した「BATの参考表」に適合した高効率な発電技術である超々臨界圧(USC)発電設備を導入し、「省エネ法」で定められた効率のベンチマーク指標を遵守いたします。さらに、電力需要地に近接した立地により送電エネルギーのロスをも最小限にすることができ、安価な電力を大量かつ安定的に供給することで神戸市のみならず、阪神地域の電力自給率の向上に寄与するものと考えております。</p> <p>加えて、地震・津波に強い発電所計画を行うことで、大都市での電力インフラを強化し、災害に強い街づくりに貢献いたします。</p>
9	<p>天然ガス火力発電を検討すべき</p>	<p>天然ガス火力発電を行う場合、燃料である天然ガスの調達方法は、ガスの供給事業者から発電所までガス導管で調達するか、専用船で発電所まで運んで天然ガス基地で保管するか2通りが考えられます。</p> <p>しかし、神戸製鉄所近傍のガス導管は、本計画に必要な供給能力を満たしておらず、ガス会社からも現在、ガス導管増強の計画はないと聞いております。また船で運搬する際、天然ガスを保管する基地を設置するスペースが確保できないことから、天然ガスへの燃料転換は困難</p>

番号	公述意見の概要	事業者の見解
		<p>です。</p> <p>本計画では、神戸発電所で長年培った大型石炭火力発電所の安定操業のノウハウ、製鉄所で保有している岸壁、荷揚げ設備等のインフラ、及び高炉跡地を活用して高効率な石炭火力発電設備の導入を計画いたしました。</p>
10	<p>再生可能エネルギーによる発電を検討すべき。</p> <p>(同趣旨の意見 6 件)</p>	<p>本計画は、関西電力が火力発電所の高経年化対応及び経済性向上の観点から実施した火力電源入札に対して、当社が事業インフラを活用した石炭火力発電設備の導入を計画し、国による審査も経て落札者に決定し、平成 27 年 3 月に関西電力と電力受給契約を締結したものです。本計画は、経済的で安定した電力を供給することで、地域社会に貢献できるものと考えております。</p> <p>また、当社グループにおいては、福井県におけるバイオマス発電所の運営、神戸市の下水処理場におけるバイオ天然ガスの製造、バイナリー発電設備の販売、水素ステーションの建設、圧縮空気エネルギー貯蔵システムの実証試験等、再生可能エネルギー、余剰エネルギー活用等の分野においても、製品の開発、普及に取り組んでおります。</p>
11	<p>化石燃料は、資源的にも行き詰っている。使い果たしたらどうするのか。</p>	<p>石炭は世界の広範囲に分布しており、また埋蔵量も豊富なことから、調達に支障はないものと考えております。</p>
12	<p>磯子火力と比べても、発電効率が全然進歩していないような石炭火力発電所を建設することが、温暖化対策の観点からベター決定といえるのか。</p> <p>(同趣旨の意見 3 件)</p>	<p>平成 27 年 7 月に公表された長期エネルギー需給見通しでは、電力供給に関しては、S+3E (安全性、安定供給、経済性、環境適合) を考慮し、安全性の確保を大前提に、自給率を高め、電力コストを引き下げ、欧米に遜色のない削減目標とすることを同時達成することを想定して、2030 年度の電源構成のエネルギーミックスが公表されています。</p> <p>このエネルギーミックスの中で、非化石電源(原子力、再生可能エネルギー)は 2013 年度の 12%から 2030 年度には 44%に拡大し、その一方で、火力発電(石炭、天然ガス)の比率は 2013 年度の 88%から 2030 年度には 56%に低減することなどにより電力全体の二酸化炭素排出量を低減する計画となっております。石炭については「安定供給性や経済性に優れた重要なベースロード電源の燃料として(中略)、環境負荷を低減しつつ活用していくエネルギー源」とされており、構成比率を 2013 年度の 30%から 2030 年度 26%に低減し、加えて高効率化を図ることで日本全体の石炭火力発電設備からの二酸化炭素排出量を低減する計画となっております。</p> <p>本計画は関西電力への卸供給事業として安定供給義務が課せられた事業であり、「BAT の参考表」の(A)「経済性・信頼性において問題なく商用プラントとして既に運転開始をしている最新鋭の発電技術」である超々臨界圧発電設備を採用しました。設計発電端効率は「BAT の参考表」の(B)「商用プラントとして着工済み(試運転期間等を含む)の発電技術及び商用プラントとしての採用が決定し環境アセスメント手続きに入っている発電技術」に相当する 43%(HHV:高位発熱量基準)として計画しております。</p>
13	<p>CO2 削減の追加費用がかさみ、発電コストがさらに上がるのではないのか。</p>	<p>平成 7 年の電気事業法改正で電力卸供給事業が認められて以降、平成 23 年の東日本大震災を経て、平成 28 年の小売全面自由化、平成 32 年には発送電分離が計画</p>

番号	公述意見の概要	事業者の見解
		<p>されるなど国のエネルギー政策は大きな過渡期を迎えております。</p> <p>資源に乏しい日本では、平成 26 年 4 月に閣議決定したエネルギー基本計画において、エネルギー政策の要諦は S+3E (安全性、安定供給、経済性、環境適合) を考慮し最大限の取組を行うことであり、石炭については「安定供給性や経済性に優れた重要なベースロード電源の燃料として (中略)、環境負荷を低減しつつ活用していくエネルギー源」とされました。さらに、平成 27 年 7 月に公表された「長期エネルギー需給見通し関連資料」では、安全性の確保を大前提に、自給率を高め、電力コストを引き下げ、欧米に遜色のない削減目標とすることを同時達成することを想定した 2030 年度の電源構成のエネルギーミックスが公表されており、この中で石炭は、2030 年度の電源構成の 26% を担うことでエネルギーミックスの安定供給と経済性が確保されるものと考えております。</p> <p>また、「長期エネルギー需給見通し」では、国内の電力需要は、2030 年度には、2013 年度と比較して経済成長等により増加が見込まれるものの、徹底した省エネルギー対策により 2013 年度とほぼ同レベルで推移する見通しです。</p> <p>このような状況の中で、関西電力は火力発電所の高経年化対応及び経済性向上の観点から火力電源入札を実施しました。当社の電力事業は、従来より、事業を営む地域で保有するインフラを有効活用することにより安定して経済性に優れた電力を供給することを方針としており、この入札募集に対して当社は、神戸製鉄所で保有している岸壁、荷揚げ設備等のインフラや高炉跡地を活用した石炭火力発電設備の導入を計画し、応募しました。入札の結果、国による審査も経て落札者に決定し、平成 27 年 3 月に関西電力と電力受給契約を締結いたしました。</p> <p>本計画では、国の地球温暖化対策の目標・計画に則って計画しており、国が示した「BAT の参考表」に適合した高効率な発電技術である超々臨界圧 (USC) 発電設備を導入し、「省エネ法」で定められた効率のベンチマーク指標を遵守いたします。さらに、電力需要地に近接した立地により送電エネルギーのロスを最小限にすることができ、安価な電力を大量かつ安定的に供給することで神戸市のみならず、阪神地域の電力自給率の向上に寄与するものと考えております。</p> <p>加えて、地震・津波に強い発電所計画を行うことで、大都市での電力インフラを強化し、災害に強い街づくりに貢献いたします。</p> <p>また、温暖化対策コストの一つとして、炭素税について議論があることは承知しておりますが、現状はその方向性が定まっておらず、その負担については国民的な議論・合意が必要と考えます。今後、国の政策の動向を注視し、適切に対応してまいります。</p>

3. 大気環境関係

番号	公述意見の概要	事業者の見解
14	<p>大気汚染が心配、増設計画には反対。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺への健康被害も甚大である。</li> <li>・住宅密集地に近く、石炭火力発電所の立地場所としてはふさわしくない。</li> <li>・自動車NO<sub>x</sub>・PM法の対象地域、一部環境基準が未達成である地域に発電所は不要。</li> </ul> <p>(同趣旨の意見、26件)</p>	<p>本計画においては、国が定めた「BATの参考表」に則した高効率な発電技術である超々臨界圧(USC)発電設備を導入することで、ばい煙排出量を低減いたします。</p> <p>さらに、施設の稼働に伴う排ガスによる影響の低減を図るため、国内最高レベルのばい煙処理施設(排煙脱硫装置、排煙脱硝装置、集じん装置)を導入することで、排ガス中の硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじんの濃度及び排出量を可能な限り低減いたします。</p> <p>施設の稼働(新設発電所の稼働)に伴う排ガスについては、硫黄酸化物、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質について予測評価を行いました。その結果は、準備書(P12.1.1-171～P12.1.1-182)に記載のとおりであり、年平均値の最大着地濃度はバックグラウンド濃度と比較して極めて小さく、その寄与率は、最大でも二酸化硫黄 2.0%、二酸化窒素 0.9%、浮遊粒子状物質 0.1%と小さく、寄与濃度をバックグラウンド濃度に加えた将来環境濃度は、環境基準の年平均相当値を下回る結果であり、環境濃度への影響はほとんどないと考えております。</p> <p>加えて、神戸製鉄所においては、当社の鋼材事業の構造改革に伴う神戸製鉄所上工程の加古川製鉄所への集約により、製鉄設備の一部を休止することに伴い、ばい煙排出量が減少いたします。</p> <p>また、神戸発電所においては、運転管理技術のノウハウ蓄積を活かし、現状よりばい煙の排出濃度及び排出量を低減いたします。</p> <p>神戸製鉄所及び神戸発電所も含めた神戸製鉄所エリア全体からの寄与濃度は、現状及び将来について予測を行った結果、年平均値の最大着地濃度は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の全ての項目で現状(既設設備)に比べて将来(既設設備+新設発電所)の値が低減する結果となっております。</p> <p>神戸市との間で取り決めている神戸製鉄所エリア全体からの硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじんに関する「環境保全協定」の協定値〔時間あたりの最大排出量(硫黄酸化物 141m<sup>3</sup><sub>N</sub>/h、窒素酸化物 230 m<sup>3</sup><sub>N</sub>/h、ばいじん 122kg/h)及び年間総排出量(硫黄酸化物 730t/年、窒素酸化物 1,500t/年、ばいじん 250t/年)〕を、新設発電所稼働後も遵守いたします。</p> <p>以上のことから、本計画による大気質への影響はほとんどないと考えております。</p>
15	<p>準備書の説明会で、硫黄酸化物、窒素酸化物の年間総排出量の質問に回答していない。一昨年の方法書の説明会では、硫黄酸化物は316tが447tに、窒素酸化物は844tが1164tに増えると回答している。今回はなぜ回答できないのか?年間総排出量が増え、大問題、削減を求める。製鉄所の稼働率を100%とした過剰な排出量の見積もりではないのか。</p> <p>(同趣旨の意見13件)</p>	<p>平成27年7月8日に実施した住民説明会(灘区)において、神戸発電所のばい煙の年間総排出量についてのご質問を頂戴した際のやり取りのことと拝察いたしますが、その際は、当時判明していた平成25年度の実績として、神戸発電所の硫黄酸化物の年間排出量は316t/年、神戸製鉄所は131t/年、合計で447t/年、神戸発電所の窒素酸化物の年間排出量は844t/年、神戸製鉄所は320t/年、合計で1,164t/年とご回答いたしました。</p> <p>なお、平成27年度における神戸製鉄所全体からの硫黄酸化物の総排出量は485t/年、窒素酸化物の総排出量は1,316t/年です。</p> <p>国においては、人の健康の保護及び環境の保全のうえ</p>

番号	公述意見の概要	事業者の見解
		<p>で維持されることが望ましい基準として、環境基本法において「環境基準」が設定されており、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等については、それぞれ大気環境中の濃度として定められています。</p> <p>年間排出量による比較では、ばい煙による大気質への影響を評価できないことから、準備書では、施設の稼働に伴う排ガスによる大気質への影響については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（平成29年5月、経済産業省）（以下、「発電所アセスの手引」という。）を参考に環境への影響が最大となる場合において大気拡散予測によって着地濃度を算出し、バックグラウンド濃度を加えた将来予測濃度と環境基準を比較して評価しております。</p> <p>本計画においては、国が定めた「BATの参考表」に則した高効率な発電技術である超々臨界圧(USC)発電設備を導入することで、ばい煙排出量を低減いたします。</p> <p>さらに、施設の稼働に伴う排ガスによる影響の低減を図るため、国内最高レベルのばい煙処理施設(排煙脱硫装置、排煙脱硝装置、集じん装置)を導入することで、排ガス中の硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじんの濃度及び排出量を可能な限り低減いたします。</p> <p>施設の稼働(新設発電所の稼働)に伴う排ガスについては、硫黄酸化物、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質について予測評価を行いました。その結果は、準備書(P12.1.1-171～P12.1.1-182)に記載のとおりであり、年平均値の最大着地濃度はバックグラウンド濃度と比較して極めて小さく、その寄与率は、最大でも二酸化硫黄2.0%、二酸化窒素0.9%、浮遊粒子状物質0.1%と小さく、寄与濃度をバックグラウンド濃度に加えた将来環境濃度は、環境基準の年平均相当値を下回ることから、環境濃度への影響は、ほとんどないと考えております。</p> <p>加えて、神戸製鉄所においては、当社の鋼材事業の構造改革に伴う神戸製鉄所上工程の加古川製鉄所への集約により、製鉄設備の一部を休止することで、ばい煙排出量が減少いたします。</p> <p>また、神戸発電所においては、運転管理技術のノウハウ蓄積を活かし、現状よりばい煙の排出濃度及び排出量を低減いたします。</p> <p>神戸製鉄所及び神戸発電所も含めた神戸製鉄所エリア全体からの寄与濃度について、現状及び将来の予測した結果、年平均値の最大着地濃度は、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の全ての項目で現状(既設設備)に比べて将来(既設設備+新設発電所)の値が低減する結果となっております。</p> <p>神戸市との間で取り決めている神戸製鉄所エリア全体からの硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじんに関する「環境保全協定」の協定値〔時間あたりの最大排出量(硫黄酸化物141m<sup>3</sup>/h、窒素酸化物230m<sup>3</sup>/h、ばいじん122kg/h)及び年間総排出量(硫黄酸化物730t/年、窒素酸化物1,500t/年、ばいじん250t/年)〕を、新設発電所稼働後も遵守いたします。</p> <p>なお、「環境保全協定」の遵守状況については、年度ごとに神戸市へ報告することになっております。</p> <p>以上のことから、本計画による大気質への影響はほとんどないと考えております。</p> <p>環境影響評価においては、環境への影響が最大となる条件において予測評価をする必要があると考えており</p>

番号	公述意見の概要	事業者の見解
		<p>ます。</p> <p>神戸製鉄所については、高炉は24時間操業している設備であることから稼働率100%として煙源の諸元を設定いたしました。</p>
16	<p>最新の汚染防止技術を導入すると説明しているが、約10年前に建設された礫子火力と比較して、硫黄酸化物は3割、窒素酸化物は5割も多く排出することになり問題だ。</p> <p>(同趣旨の意見3件)</p>	<p>本計画においては、国が定めた「BATの参考表」に則した高効率な発電技術である超々臨界圧(USC)発電設備を導入することで、ばい煙排出量を低減いたします。</p> <p>さらに、施設の稼働に伴う排ガスによる影響低減を図るため、国内最高レベルのばい煙処理施設(排煙脱硫装置、排煙脱硝装置、集じん装置)を導入することで、排ガス中の硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじんの濃度及び排出量を可能な限り低減いたします。</p> <p>電力事業は公共性が高く、電力を安定して供給することが求められます。排煙処理装置の仕様の検討にあたっては低濃度で長期間にわたって安定稼働を継続する必要があります。そのため、神戸発電所で培った操業ノウハウを活用できる設備を導入いたします。</p> <p>硫黄酸化物については、排煙脱硫装置において、1時間平均値で最大でも13ppmの排出濃度を遵守する計画とし、操業においては国内最高レベルの脱硫処理を行います。</p> <p>脱硫方式は、国内の石炭火力の大半が採用している湿式(石灰石-石こう法)を採用する計画です。この方法は、操業信頼性が高く、発生する石こうはリサイクル性に富むもので、本計画において発生する石こうは、石こうボード等の原料として有効利用する計画です。</p> <p>窒素酸化物については、排煙脱硝装置において触媒により窒素酸化物を分解除去いたしますが、脱硝装置における排ガス温度が400℃程度にならないと設計の性能が発揮されません。</p> <p>神戸市と締結している「環境保全協定」では、少しでも早い段階から窒素酸化物濃度を低減するように発電設備の立ち上げ途中である排ガス温度が300℃の時点から排煙脱硝装置を作用させることが決められているため、20ppmと他社に比べて高い数値になっておりますが、定常運転時は、最大でも15ppmで運転可能なものと考えており、国内最高レベルの脱硝処理を行います。</p> <p>上記の排出濃度は、石炭の性状の範囲を考慮した最大の排出濃度であり、年間の平均的な濃度は、さらに低い濃度で運転管理してまいります。現時点で調達予定の石炭性状により想定されるばい煙の排出濃度は、硫黄酸化物：平均4ppm、窒素酸化物：平均11ppm、ばいじん：平均3mg/m<sup>3</sup>と考えており、国内最高レベルであると考えております。</p> <p>施設の稼働(新設発電所の稼働)に伴う排ガスについては、硫黄酸化物、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質について予測評価を行いました。その結果は、準備書(P12.1.1-171～P12.1.1-182)に記載のとおりであり、年平均値の最大着地濃度はバックグラウンド濃度と比較して極めて小さく、その寄与率は、最大でも二酸化硫黄2.0%、二酸化窒素0.9%、浮遊粒子状物質0.1%と小さく、寄与濃度をバックグラウンド濃度に加えた将来環境濃度は、環境基準の年平均相当値を下回る結果であり、環境濃度への影響はほとんどないと考えております。</p>

番号	公述意見の概要	事業者の見解
		<p>す。</p> <p>神戸市との間で取り決めている神戸製鉄所エリア全体からの硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじんに関する「環境保全協定」の協定値〔時間あたりの最大排出量(硫黄酸化物 141m<sup>3</sup>/h、窒素酸化物 230m<sup>3</sup>/h、ばいじん 122kg/h)及び年間総排出量(硫黄酸化物 730t/年、窒素酸化物 1,500t/年、ばいじん 250t/年)]を、新設発電所稼働後も遵守いたします。</p> <p>以上のことから、本計画による大気質への影響はほとんどないと考えております。</p>
17	<p>実質的に神戸製鋼は発電事業者となるわけなので、電気事業連合会が示している資料のようにばい煙排出量は、濃度ではなく、キロワット時当たりの発生量で示すべき。</p>	<p>国においては、人の健康の保護及び環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、環境基本法において「環境基準」が設定されており、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等については、それぞれ大気環境中の濃度として定められています。</p> <p>準備書では、施設の稼働に伴う排ガスによる大気質への影響については、「発電所アセスの手引」を参考に環境への影響が最大となる場合において大気拡散予測によって着地濃度を算出し、バックグラウンド濃度を加えた将来予測濃度と環境基準を比較して評価しております。その結果は、準備書 (P12. 1. 1-171～P12. 1. 1-182) に記載のとおりであり、年平均値の最大着地濃度はバックグラウンド濃度と比較して極めて小さく、その寄与率は、最大でも二酸化硫黄 2.0%、二酸化窒素 0.9%、浮遊粒子状物質 0.1%と小さく、寄与濃度をバックグラウンド濃度に加えた将来環境濃度は、環境基準の年平均相当値を下回る結果であり、環境濃度への影響はほとんどないと考えております。</p> <p>本計画においては、国が定めた「BATの参考表」に則した高効率な発電技術である超々臨界圧(USC)発電設備を導入することで、ばい煙排出量を低減いたします。</p> <p>さらに、施設の稼働に伴う排ガスによる影響低減を図るため、国内最高レベルのばい煙処理施設(排煙脱硫装置、排煙脱硝装置、集じん装置)を導入することで、排ガス中の硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじんの濃度及び排出量を可能な限り低減いたします。</p> <p>硫黄酸化物については、排煙脱硫装置において、1時間平均値で最大でも 13ppm の排出濃度を遵守する計画とし、操業においては国内最高レベルの脱硫処理を行います。</p> <p>窒素酸化物については、排煙脱硝装置において触媒により窒素酸化物を分解除去いたしますが、脱硝装置における排ガス温度が 400℃程度にならないと設計の性能が発揮されません。</p> <p>神戸市と締結している「環境保全協定」では、少しでも早い段階から窒素酸化物濃度を低減するように発電設備の立ち上げ途中である排ガス温度が 300℃の時点から排煙脱硝装置を作用させることが決められているため、20ppm と他社に比べて高い数値になっておりますが、定常運転時は、最大でも 15ppm で運転可能なものと考えており、国内最高レベルの脱硝処理を行います。</p> <p>上記の排出濃度は、石炭の性状の範囲を考慮した最大の排出濃度であり、年間の平均的な濃度は、さらに低い濃度で運転管理してまいります。現時点で調達予定の石炭性状により想定されるばい煙の排出濃度は、硫黄酸化</p>



番号	公述意見の概要	事業者の見解
		<p>物：平均 4 ppm、窒素酸化物：平均 11ppm、ばいじん：平均 3 mg/m<sup>3</sup><sub>N</sub>と考慮しており、国内最高レベルであると考えます。</p> <p>神戸市との間で取り決めている神戸製鉄所エリア全体からの硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじんに関する「環境保全協定」の協定値〔時間あたりの最大排出量(硫黄酸化物 141m<sup>3</sup><sub>N</sub>/h、窒素酸化物 230m<sup>3</sup><sub>N</sub>/h、ばいじん 122kg/h)及び年間総排出量(硫黄酸化物 730t/年、窒素酸化物 1,500t/年、ばいじん 250t/年)〕を、新設発電所稼働後も遵守いたします。</p>
18	<p>新設発電所のばい煙排出予測の明確な根拠が示されていない。</p>	<p>電力事業は公共性が高く、電力を安定して供給することが求められます。排煙処理装置の仕様の検討にあたっては低濃度で長期間にわたって安定稼働を継続する必要があります。そのため、神戸発電所で培った操業ノウハウを活用できる設備を導入いたします。</p> <p>硫黄酸化物については、排煙脱硫装置において、1時間平均値で最大でも 13ppm の排出濃度を遵守する計画とし、操業においては国内最高レベルの脱硫処理を行います。</p> <p>脱硫方式は、国内の石炭火力の大半が採用している湿式(石灰石-石こう法)を採用する計画です。この方法は、操業信頼性が高く、発生する石こうはリサイクル性に富むもので、本計画において発生する石こうは、石こうボード等の原料として有効利用する計画です。</p> <p>窒素酸化物については、排煙脱硝装置において触媒により窒素酸化物を分解除去いたしますが、脱硝装置における排ガス温度が 400℃程度にならないと設計の性能が発揮されません。</p> <p>神戸市と締結している「環境保全協定」では、少しでも早い段階から窒素酸化物濃度を低減するように発電設備の立ち上げ途中である排ガス温度が 300℃の時点から排煙脱硝装置を作用させることが決められているため、20ppm と他社に比べて高い数値になっておりますが、定常運転時は、最大でも 15ppm で運転可能なものと考えており、国内最高レベルの脱硝処理を行います。</p> <p>上記の排出濃度は、石炭の性状の範囲を考慮した最大の排出濃度であり、年間の平均的な濃度は、さらに低い濃度で運転管理してまいります。現時点で調達予定の石炭性状により想定されるばい煙の排出濃度は、硫黄酸化物：平均 4 ppm、窒素酸化物：平均 11ppm、ばいじん：平均 3 mg/m<sup>3</sup><sub>N</sub>と考慮しており、国内最高レベルであると考えます。</p>
19	<p>PM2.5 に関して予測評価しておらず、極めて不誠実である。</p> <p>(同趣旨の意見 14 件)</p>	<p>微小粒子状物質(PM2.5)は、発生源から直接排出される一次粒子と、大気中で化学変化によって粒子状となる二次生成粒子がありますが、その生成メカニズムは十分解明されておらず、また単一の発電所の影響について精度の高い予測手法が確立されていません。</p> <p>そのため、「発電所アセスの手引」では PM2.5 は参考項目として選定されておらず、予測評価を実施しておりません。</p> <p>PM2.5 は広域的な排出源の影響を含む必要があり、アジアを含む予測が電力中央研究所で研究されておま</p>

番号	公述意見の概要	事業者の見解
		<p>す。その研究論文である「2010 年度を対象としたトレーサー法によるわが国の微小粒子状物質 (PM2.5) の発生源寄与評価」(板橋、速水：大気環境学会誌、2016 年)において、「わが国における発生源寄与評価の結果、年平均の日本全域の PM2.5 濃度に対し、国内の寄与が <math>3.60 \mu\text{g}/\text{m}^3</math> (相対比で 33.9%) と最大で、中国の寄与は <math>3.10 \mu\text{g}/\text{m}^3</math> (同 29.2%) であった。国内の寄与の内訳は自動車(同 7.4%)、製造業(同 7.0%)、家畜(同 5.5%)、その他の国内発生源(同 5.4%)、堆肥施肥(同 2.8%)、以下、電気業、機械、業務、廃棄物処理(同 1-2%)であった。」とされております。また、この論文において電気業は、「大手電力会社と小売業を含む主要な火力発電所を対象としている。」とされております。</p> <p>本計画においては、施設の稼働に伴う排ガスについては、国内最高レベルのばい煙処理施設を導入する計画とし、PM2.5 の原因物質の一部である硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじんの濃度及び排出量を可能な限り低減いたします。準備書に記載の予測結果では、排ガスによる大気質への影響については、年平均値の最大着地濃度はバックグラウンド濃度と比較して極めて小さく、その寄与率は、最大でも二酸化硫黄 2.0%、二酸化窒素 0.9%、浮遊粒子状物質 0.1% であり、排ガスによる PM2.5 の環境濃度への影響はほとんどないと考えております。</p>
20	<p>水銀など健康に及ぼす有害物質が大気中に排出され、健康への影響が心配。 水銀など、重金属に係る年間総排出量の記載がない。 水俣条約は、人為的水銀排出の根絶を目指しており、これに従えば、石炭火力発電所の新たな建設出来ないのではないか。 現状と新設後の総排出量を明らかにして、削減対策を示すべき。 重金属排出や放射能の関係について、検証を今一度願う。</p> <p>(同趣旨の意見 15 件)</p>	<p>施設の稼働に伴い排出される重金属等の微量物質については、方法書に記載の 6 物質 (As, Be, Cr, Hg, Mn, Ni) について、調査、予測及び評価を実施いたしました。</p> <p>また、予測にあたっては、現在、神戸発電所で使用している石炭及び排ガス中の重金属等の微量物質濃度を調査した上で検討を行いました。</p> <p>有害大気汚染物質の評価指標として、環境省により、有害大気汚染物質の長期的暴露による有害性を未然に防止する観点から、科学的な調査から得られた知見をもとに、十分な安全性を考慮し、「有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる値(指針値)」が濃度として定められています。年間排出量の比較では、重金属等の微量物質による大気質への影響を評価できないことから、評価基準として指針値を用いて、予測評価を実施しております。</p> <p>これらの結果については、準備書 (P12.1.1-235) 第 12.1.1.1-81 表に記載のとおり、指針値が定められている 4 物質 (As, Hg, Mn, Ni) の将来環境濃度は、指針値を十分下回っており、大気環境への影響はほとんどないと考えております。</p> <p>なお、方法書についての兵庫県知事の意見を踏まえて、環境の保全と創造に関する条例(平成 7 年兵庫県条例第 28 号)において規制基準が定められている有害物質については、使用される石炭に含有される物質として、8 物質 (Cd, Pb, V, Se, F, Cu, Zn, Cl) を選定し、これらについて、調査、予測を行い、環境への影響はほとんどないことを確認しております。</p> <p>水銀については、水俣条約を踏まえ、国内では水銀のライフサイクル全般にわたって法が整備され、今般、改正された大気汚染防止法では、水銀を排出する施設を保有する事業者に対し、水銀排出濃度の基準値(新設：<math>8 \mu\text{g}/\text{m}^3</math>、既設：<math>10 \mu\text{g}/\text{m}^3</math>)の遵守、水銀濃度の測定等を義務付けています。</p> <p>現在稼働中の神戸発電所の水銀排出濃度は平均で</p>

番号	公述意見の概要	事業者の見解
		<p>0.6 <math>\mu\text{g}/\text{m}^3_{\text{N}}</math> 程度であり、基準値を十分下回っております。</p> <p>また、本計画の水銀排出濃度は、準備書(P12.1.1-222)第12.1.1.1-75表に記載のとおり最大で3.08 <math>\mu\text{g}/\text{m}^3_{\text{N}}</math>を想定していることから、基準値を十分に下回る計画となっております。</p> <p>なお、本計画の水銀排出濃度については、石炭中の水銀濃度の変動幅を踏まえ、最大となる値を想定いたしました。</p> <p>水銀の予測評価の結果は、上記のとおり、指針値を下回っており、影響は小さいと考えております。</p> <p>また、「石炭燃焼に伴う微量物質の挙動と健康リスク評価」(電力中央研究所、平成18年)において、「仮想の200万kW級石炭火力発電所から大気及び海洋に排出された水銀によるヒト経口暴露を評価したところ、わが国の耐容週間摂取量(2.0 <math>\mu\text{g}/\text{kg}</math> 体重/週)に比べて3桁程小さい」と推定されております。</p> <p>対象事業実施区域の周辺海域における水銀濃度については、準備書(P3.1-47)第3.1.2-3表(1)に記載の通り、全ての地点で水銀の環境基準である0.0005mg/Lを下回っております。</p> <p>放射性物質については、環境影響評価技術ガイド(放射性物質)(平成27年3月、環境省)では、「環境影響評価法」で放射性物質を取扱うに当たっての基本的な考え方として、土地の形状の変更等に伴い放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれのある事業及び供用中に放射性物質を取扱う事業が挙げられています。</p> <p>本計画の対象事業実施区域及びその周辺は、「原子力災害対策特別措置法」に基づく「避難指示区域」に指定されていないこと、また供用中に放射性物質を取扱う事業(原子力発電所の設置、廃棄物最終処分場の設置等)ではないことから、本計画により放射性物質が相当程度拡散及び流出の恐れがないと考え、環境影響評価項目に選定しておりません。</p>
21	<p>高効率化で高温になると、今までであれば下に落ちるようなものまで、全部煙突から出すことになる。揮発性、半揮発性の水銀、セレン、アンチモン、ヒ素など、いろんなリスクがあるが、以下の3つを取り上げる。</p> <p>水銀：最終的には水銀は水に溶け、食物連鎖でマグロに蓄積し、マグロから人間に入る。</p> <p>チタン：石炭火力発電沿いの河川の下流の堆積物から酸化チタンの一種、マグネリが検出され、淡水魚の死亡率の上昇につながった。(マグネリは火力発電所で検出されている)</p> <p>ヒ素：オーストラリア産の石炭には3ppm含まれ、ヒ素は、世代間での広がりも、一応証明されている。</p>	<p>有害大気汚染物質は、「大気汚染防止法」第2条第13項の規定により、「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもの」とされており、その施策は、同法第18条の20の規定により、「科学的知見の充実の下に、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として実施されなければならない」とされております。また、優先取組物質は、当該物質の有害性の程度や我が国の大気環境の状況等に鑑み、健康リスクがある程度高いと考えられる有害大気汚染物質とされ、現在は23物質が選定されております。</p> <p>施設の稼働に伴う排ガスにおける重金属等の微量物質については、優先取組物質の中で石炭中に含まれる微量物質で、方法書に記載の6物質(As, Be, Cr, Hg, Mn, Ni)について、調査、予測及び評価を実施いたしました。</p> <p>予測に用いた石炭中の水銀をはじめとする重金属等の微量物質濃度は、準備書(P12.1.1-222)第12.1.1.1-75表に記載のとおり、神戸発電所の使用実績を踏まえ、現時点で使用が予定されている石炭の中で最も高い値を想定し、大気環境への影響が最も大きくなる条件で予測計算をしております。</p> <p>これらの結果については、準備書(P12.1.1-235)第12.1.1.1-81表に記載のとおり、環境省により「有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針</p>

番号	公述意見の概要	事業者の見解
		<p>となる数値(指針値)」が定められている4物質(As, Hg, Mn, Ni)の将来環境濃度は、指針値を十分下回っており、大気環境への影響はほとんどないと考えております。</p> <p>なお、方法書についての兵庫県知事の意見を踏まえて、環境の保全と創造に関する条例(平成7年兵庫県条例第28号)において規制基準が定められている有害物質については、使用される石炭に含有される物質として、8物質(Cd, Pb, V, Se, F, Cu, Zn, Cl)を選定し、これらについて、調査、予測を行い、環境への影響はほとんどないことを確認しております。</p>
22	<p>石炭中の水銀含有量は、変動があり、今回の予測評価で、どの石炭を評価したか明確にすべき。</p> <p>(同趣旨の意見2件)</p>	<p>石炭中の水銀をはじめとする重金属等の微量物質濃度は、準備書(P12.1.1-222)に記載のとおり、神戸発電所の使用実績を踏まえ、現時点で使用が予定されている石炭の中で最も高い値を想定し、大気環境への影響が最も大きくなる条件で予測計算をしております。</p> <p>重金属等の微量物質の予測評価の結果は、準備書(P12.1.1-235)に記載の通り、環境省により「有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)」が定められている4物質(As, Hg, Mn, Ni)の将来環境濃度は、指針値を十分下回るため、大気環境への影響はほとんどないと考えております。</p> <p>また使用する石炭について、新規銘柄の石炭受入れの都度、石炭中の微量物質濃度を測定いたします。</p>
23	<p>準備書690頁の表に、既設発電所からの時間当たりの排出量が将来は削減されるという数字を示しているが、その根拠は明らかではなく、にわかに信じがたい。</p> <p>(同趣旨の意見2件)</p>	<p>神戸発電所においては、運転管理技術のノウハウ蓄積を活かし、現状よりばい煙の排出濃度及び排出量を低減いたします。</p> <p>具体的には、硫黄酸化物については、脱硫装置の吸収液pHをより高脱硫率領域で運転するノウハウを確立したこと、窒素酸化物については、脱硝触媒の交換頻度の最適化を行ったこと、ばいじんについては、電気集じん機における最適荷電の特性を把握できたこと等により低減いたします。</p>
24	<p>既存の発電所の大気汚染物質を数年後に減らせるのであれば、今すぐ減らすべきだ。</p>	<p>神戸発電所においては、運転管理技術のノウハウ蓄積を活かし、現状よりばい煙の排出濃度及び排出量を低減いたします。</p> <p>具体的には、硫黄酸化物については、脱硫装置の吸収液pHをより高脱硫率領域で運転するノウハウを確立したこと、窒素酸化物については、脱硝触媒の交換頻度の最適化を行ったこと、ばいじんについては、電気集じん機における最適荷電の特性を把握できたこと等により低減する計画としており、検討の進捗にもよりますが、新設発電所2号機が運転を開始する平成34年度(予定)以降の低減を予定しております。</p>
25	<p>環境保全協定値は、排出量を認めた既得権益ではない。現在の協定は、高炉設備の稼働を前提としたものであり、見直しする必要あり。</p>	<p>環境保全協定の改訂については、環境影響評価手続きの結果を踏まえ、今後行政と協議してまいります。</p>
26	<p>準備書は、NOxの環境基準の上限である1日平均値0.06ppmを基準としており問題。</p>	<p>「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」(公布日：昭和53年7月17日、環大企262号)によると、環境基準による大気汚染の評価について、「二酸化窒素の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下の場合には環境基準が達成され、1日平均値の年間</p>

番号	公述意見の概要	事業者の見解
		<p>98%値が 0.06ppm を超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。」とされており、評価基準として問題ないものと考えております。</p> <p>また、達成期間等については、「1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則として、このゾーン内において、都市化・工業化にあまり変化がみられない場合は現状程度の水準を維持し、都市化・工業化が進む場合はこれを大きく上回ることでならないよう努めるものとする。」とされています。</p> <p>本計画においては、年平均値においても同様の取扱い、二酸化窒素に係る環境基準のゾーンの下限值と上限値から年平均相当値を算出すると、0.019～0.030ppm となります。二酸化窒素の将来環境濃度は、将来寄与濃度が最大となる長田局及び朝日ヶ丘小学校局のうち最大値は 0.01508ppm、将来環境濃度が最大となる灘浜局では 0.02304ppm であり、いずれも環境基準の年平均相当値を下回っており、現状の環境濃度を大きく押し上げるものではないと評価しております。</p>

4. 水環境関係

番号	公述意見の概要	事業者の見解
27	<p>水質汚染が心配であり、増設計画には反対。</p> <p>(同趣旨の意見2件)</p>	<p>施設の稼働に伴う排水については、新たに設置する排水処理設備で、適切に処理を行い、放水口より海域へ排出いたします。</p> <p>排水にあたっては、規制基準を遵守することから、環境への影響はほとんどないと考えております。</p>
28	<p>温排水拡散予測と事後調査の結果に乖離がある。安全側の実態なので問題ないとしているが、予測値が大幅に外れた数値モデルを用いて、今回も予測しており、全くあてにならない予測である。実態と数値モデルの差の検証も終わらずに、間違っただモデルで新設の温排水シミュレーションを実施しても全く科学的に無意味だ。温度上昇の範囲が小さくなったのなら、熱はどこにいったのか。海底に行ったのなら、海底での脱酸素化が、大気への拡散ならヒートアイランド効果の検証が必要である。温排水の範囲の予測が大幅に外れた熱収支がどこに行ったのかの調査が必要である。温排水の再循環の発生もあり得、復水器の真空が立たず(出力が出ず)、効率が低下して排ガス量が増加する等、二次的な影響もする必要がある。</p>	<p>温排水の拡散予測は、表層放水方式を採用することから、他発電所の影響評価で多くの実績のある一般財団法人電力中央研究所で開発された平面2次元モデルを用いて実施いたしました。</p> <p>これまでの事例や調査結果から、温排水の水温の鉛直分布は指数関数的に近似できることが明らかになっています。採用したモデルは、この鉛直分布の形状を取り入れることで、温排水に特化しており、科学的知見に基づいたモデルを採用しております。</p> <p>予測条件は、「発電所アセスの手引」を参考に、熱交換係数は海面から大気への放熱が最も小さくなる季節を、拡散係数は現地調査結果から算出した拡散係数の範囲で小さくなる係数を設定し、影響が最大となる条件といたしました。</p> <p>これに加え、県知事意見を踏まえて、特に貧酸素状態が生じやすい夏季を代表として、生態系を考慮した3次元モデル(多層モデル)による水質シミュレーション解析を実施しております。その結果、夏季の底層の溶存酸素に対して本事業の実施による影響はほとんどないことを確認しております。</p> <p>なお、予測結果は、県や市の審査会資料として提出の上、ご審議いただいております。</p> <p>また、温排水が持つ熱量は、一部が大気へと放熱されることとなります。</p> <p>海表面からの大気への放熱は、水面からの逆放射、顕熱、潜熱があり、特に夏季においては、水温が高くなることから、水が水蒸気へ状態が変わる際の潜熱としての放熱割合が大きくなります。</p> <p>このため、温排水が持つ熱量のごく一部が周辺気温上昇へ寄与することは考えられますが、その影響は少ないものと考えられます。</p> <p>温排水の再循環について、既設の神戸発電所においては、操業管理のために取水温度を常時測定しておりますが、徐々に温度が上昇するなど再循環が生じていると認識できるデータは得られておりません。</p>
29	<p>事後評価は全く、どの項目も実施しないとしているが、特に温排水については、事後調査を実施すべき。</p>	<p>温排水の予測手法については、科学的知見に基づいたモデル及び手法を採用し、計算結果の妥当性も確認しており、予測の不確実性の程度は小さいものと考えられること及び冷却用海水の取水方式は、再循環を防止する観点から、深層取水・表層放水方式を採用すること、冷却用海水の取放水温度差を7℃以下とする等の実効性のある環境保全措置を講じることから、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しないものとしております。</p> <p>なお、「環境影響評価に関する条例」(平成9年 兵庫県条例第6号)及び「神戸市環境影響評価等に関する条例」(平成9年神戸市条例第29号)に基づき、「対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、予測方法の妥当性並びに予測及び評価の結果を検証するとともに、準備</p>

番号	公述意見の概要	事業者の見解
		<p>書に記載している環境保全措置の履行状況等を確認することを目的とした調査」について、今後、関係機関との協議、調整を行った上で、当該調査計画書を作成し、調査を実施いたします。</p>

5. 動物・植物・生態系関係

番号	公述意見の概要	事業者の見解
30	<p>温排水により海水温度が上昇し、漁業、海の生態系、気象にさらに大きな悪い影響を及ぼすものと考えられる。</p> <p>(同趣旨の意見3件)</p>	<p>温排水による海域に生息、生育する動物及び植物への影響については、準備書 (P12. 1. 3-116~P12. 1. 3-118) 「予測結果」及び準備書 (P12. 1. 4-50~P12. 1. 4-51) 「予測結果」に記載しています。</p> <p>海生生物に対しては、放水口のごく近傍において一部の影響が考えられますが、魚等の遊泳動物は、遊泳力を有していることや潮間帯生物、プランクトン等は周辺海域に広く分布していることから、冷却用海水の取放水温度差を7℃以下とすること、平均流速約0.2m/s以下の低流速で取水し、平均流速約0.3m/s以下の低流速で放水すること等の環境保全措置を講じることにより、施設の稼働に伴う温排水が周辺海域に生息、生育する動物、植物への影響は少ないものと考えております。</p> <p>また、温排水の1℃上昇域は海藻類の生育場所(放水口から約5km)まで及ばないこと、放水口近傍海面の限られた範囲であることから、環境への影響は少ないものと考えております。</p>



6. 景観関係

番号	公述意見の概要	事業者の見解
31	<p>今でも景観を損ねている。さらに巨大な煙突をつくったり、石炭火力発電を増設することは、景観も大きく損なう。</p> <p>(同趣旨の意見5件)</p>	<p>景観への影響を実行可能な範囲内で低減を図るため、ボイラー架構、タービン建屋等については、ボリューム感を小さく見せるため、縦型のプロポーションになるよう壁面を分割し、基部、中間部、頂部に分けてブロック化を図ります。煙突については、スリムながら安定感を表現するため、2筒身集合型とするとともに、建屋同様、基部、中間部、頂部に分けた3層構造とします。また色彩については、アースカラーやグレー系をベースカラーとして選定することで、周辺環境との調和を図る計画としております。</p> <p>これらの環境保全措置を講ずることにより、発電所の設置による景観への影響は少ないものと考えております。</p>
32	<p>方法書に対する神戸市長意見、兵庫県知事意見で、冬季において煙突からの白煙が視認できる頻度や発生条件等を把握した上で、景観への影響を予測評価せよ等と指摘したが、準備書で、この点について全く予測、評価していない。</p> <p>(同趣旨の意見4件)</p>	<p>景観に係る環境影響評価については、「発電所アセス省令」に基づき、本計画の事業特性及び地域特性を踏まえ、環境影響評価項目を選定するとともに、「発電所アセスの手引」を参考に、発電所設置に係る環境影響評価において実績のある手法等を用い、調査、予測及び評価を実施いたしました。</p> <p>煙突からの白煙については、排ガスの脱硫処理を行う過程で水蒸気を含んだ状態となっているため、気温、湿度によっては水分の凝結により白く見えることがあります。また光の当たる角度によっては、影により一時的に灰色や、黒っぽく見えることもあります。</p> <p>方法書に対する景観に係る兵庫県知事意見「なお、冬季等において煙突からの白煙が視認されることから、景観への影響について検討を行うこと。」を踏まえ、平成27年12月～平成28年11月の1年間、神戸発電所の白煙の視認状況を確認した結果、冬季を中心に、年間の発生率は5.3%となりました。</p> <p>本計画において、排煙脱硫装置の方式及び煙突出口ガス温度は、神戸発電所と同様、それぞれ湿式(石灰石-石こう法)、90℃とすることから、煙突からの白煙については、年間の発生率は同程度、特に気温が低い冬季の朝方など、限られた時間の視認となると予測されることから、景観への影響は小さいものと考えております。</p> <p>なお、この内容については、準備書(P8.2-11)第8.2.2-1表(7)「事業者の見解」に記載しており、今後、準備書に係る環境影響評価手続きの中で審議をいただいております。</p>
33	<p>景観の評価手法が間違っている。</p> <p>28ミリの広角レンズで撮る光景は、人間が自然に見る光景とは全く遠近感が違う。50ミリの標準レンズが人間が普通に見る光景です。準備書の全て景観画像は、製鉄所や煙突を出来るだけ小さく見せようとした意図的な印象操作としか考えられない。</p>	<p>景観に係る現地調査については、「発電所アセスの手引」において、「現地を踏査し、写真等の撮影及び目視確認を行う。フォトモンタージュを作成することを前提とした現況写真の撮影に当たっては、現地で実際に見たときの視覚的認識にできる限り近い状況を再現することを基本とする。」とされております。</p> <p>また、「自然環境のアセスメント技術(Ⅱ)」(平成12年、環境庁)では、「人間が特定の対象を否検索的に眺める場合(例:展望台から景色を眺める場合)の視野は、既往の研究の結果によって「60°コーン説」が定説となっている。なお、35mmフィルム、28～35mmレンズを用いて撮影した写真がこの視野に近い。」とされております。</p> <p>これらを踏まえ、現地調査においては、焦点距離28mmレンズで写真を撮影しており、調査方法は適切であると考えております。</p>

7. 温室効果ガス関係

番号	公述意見の概要	事業者の見解
34	<p>新しい石炭火力の増設は、温暖化対策目標計画の達成を阻害することになる。また、家庭や事業所で行われている節電の努力を無意味にするものと言わざるを得ない。</p> <p>(同趣旨の意見9件)</p>	<p>本計画は、関西電力が火力発電所の高経年化対応及び経済性向上の観点から実施した火力電源入札に対して、神戸製鉄所で保有する岸壁や荷揚げ設備等のインフラや高炉跡地を活用した石炭火力発電設備の導入を計画し、応募したものです。入札の結果、国による審査も経て落札者に決定し、平成27年3月に関西電力と電力受給契約を締結しております。</p> <p>二酸化炭素の取扱いについては、経済産業省、環境省が公表した「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」(平成25年4月 経済産業省、環境省)において、「電気事業分野における実効性ある地球温暖化対策」として、新電力を含む主要事業者が参加する電力業界全体の枠組みを構築し、国の計画と整合する目標の達成に向けた取り組みをしていくことが必要とされております。また、地球温暖化問題の性格上、全体で管理する枠組により対策の実効性を確保することが基本となるが、二酸化炭素排出量が非常に大きい火力発電所の個々の建設に係る環境アセスメントにおける二酸化炭素の取扱いについては、以下の2つの観点から審査するとされております。</p> <p>(1)「利用可能な最良の技術(BAT)の採用等により可能な限り環境負荷低減に努めているか」  (2)「国の二酸化炭素排出量削減の目標・計画と整合性を持っているかどうか」</p> <p>(1)「BATの採用等により可能な限り環境負荷低減に努めているか」について  本計画においては、「BATの参考表」に記載されている「(A) 経済性・信頼性において問題なく商用プラントとして既に運転開始をしている最新鋭の発電技術」である超々臨界圧(USC)発電設備を採用いたします。また、設計発電端効率は「BATの参考表」の「(B) 商用プラントとして着工済み(試運転期間等を含む)の発電技術及び商用プラントとしての採用が決定し環境アセスメント手続きに入っている発電技術」に相当する43%(HHV:高位発熱量基準)として計画しております。</p> <p>(2)「国の二酸化炭素排出量削減の目標・計画と整合性を持っているかどうか」について  国は、温室効果ガス削減目標として、平成27年7月に「2030年度に2013年度比で▲26%の水準にする」との削減目標を公表し、パリ協定に先立ち、「日本の約束草案」として国連に登録しております。</p> <p>温室効果ガス削減目標の前提として、「長期エネルギー需給見通し(平成27年7月)」が策定され、電力供給に関しては、S+3E(安全性、安定供給、経済性、環境適合)を考慮し、安全性の確保を大前提に、自給率を高め、電力コストを引き下げ、欧米に遜色のない削減目標とすることを同時達成することを想定して、2030年度の電源構成のエネルギーミックスが公表され、2030年度の電力の二酸化炭素排出係数(0.57kg-CO<sub>2</sub>/kWhから0.37kg-CO<sub>2</sub>/kWhに低減)が示されました。</p> <p>このエネルギーミックスの中で、非化石電源(原子力、再生可能エネルギー)は2013年度の12%から2030年度には44%に拡大し、その一方で、火力発電(石炭、天然ガス)の比率は2013年度の88%から2030年度には56%に低減することなどにより電力全体の二酸化炭素排出</p>

番号	公述意見の概要	事業者の見解
		<p>量を低減する計画となっております。石炭火力については「高効率化を進めつつ環境負荷の低減と両立しながら活用する」ベースロード電源とされており、構成比率を2013年度の30%から2030年度26%に低減し、加えて高効率化を図ることで日本全体の石炭火力発電設備からの二酸化炭素排出量を低減する計画となっております。</p> <p>電力業界は、温室効果ガス排出抑制活動に真摯に取り組むため自主的取り組みとして「電気事業低炭素社会協議会」を設立し、国の目標と整合した、二酸化炭素排出係数:0.37kg-CO<sub>2</sub>/kWhを目標とする「電気事業における低炭素社会実行計画」を公表しております。本計画においては、当社が新設する発電所の電力は、発電のために使用する電力を除き全量を、上記の「電気事業低炭素社会協議会」に加盟している関西電力に卸供給する計画としております。従って、本発電所から送電する電力に係る二酸化炭素排出量は、電力業界の枠組みの中で管理されます。</p> <p>また、上記のエネルギーミックスならびに電力の二酸化炭素排出係数の目標を達成するために、国は、法律を改正し以下の2つの取り組みが行われております。</p> <p>1) 火力発電の効率遵守 平成28年3月に改正された「省エネ法」において、各発電事業者は、2030年度に向けて、エネルギーミックスに整合した発電効率44.3%を達成する必要があります。発電事業者である当社は、新設発電所に加え神戸発電所および真岡発電所を含めた総合的な発電効率で「省エネ法」の基準である44.3%を遵守いたします。</p> <p>2) 非化石電源比率44%の確保 平成28年3月に改正された「エネルギー供給構造高度化法」において、電力の小売り事業者は、2030年度に向けて、非化石電源を44%以上確保することを義務付けられます。本計画は、関西電力の火力電源入札において落札された案件であることから、関西電力は本計画も考慮の上で非化石電源44%以上を確保し、電気事業低炭素社会協議会の参加会社として、国の計画であるエネルギーミックス並びに電力に係る二酸化炭素排出係数の目標達成に貢献すべく取り組むとされております。</p> <p>以上より、本計画は、国の計画に整合しており、目標達成に貢献できるものと考えております。</p> <p>また、兵庫県、神戸市の温室効果ガス削減目標については、2030年度の国のエネルギーミックスと同じ電力の二酸化炭素排出係数である0.37kg-CO<sub>2</sub>/kWhが前提となっております。従って、兵庫県、神戸市の温暖化対策の目標達成においても支障はないと考えております。</p>
35	<p>国の計画と適合しているとは言えない。関電に売電するので、国の計画に合致すると主張しているが、それでは何の保証にもなっていない。2050年目標との関係では、その整合性を何ら説明していない。CCSについては国の方針待ちという無責任者です。</p> <p>(同趣旨の意見6件)</p>	<p>国の温暖化対策の長期目標では、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すと言われております。国の地球温暖化対策計画では、「このような大幅な排出削減は、従来の取組の延長では実現が困難」であり、「抜本的な排出削減を可能とする革新的技術の開発・普及などイノベーションによる解決を最大限に追求する」とされております。このイノベーションは、技術のみではなく、経済・社会システムやライフスタイルのイノベーションも含まれており、目標達成のためには、社会全体で大幅な変革が必要と考えられます。</p> <p>現在、日本の二酸化炭素削減に関する長期戦略の方向</p>

番号	公述意見の概要	事業者の見解
		<p>性が、環境省「長期低炭素ビジョン」及び経済産業省「長期地球温暖化対策プラットフォーム報告書」で示され、それを受けて、具体的なエネルギー政策の議論が、環境省及び経済産業省で開始されております。今後、これらの議論の結果を踏まえ、国の施策・法に適合した事業運営を行ってまいります。</p> <p>CCS (Carbon Dioxide Capture and Storage : 二酸化炭素回収・貯留) (以下、「CCS」という。) については、準備書 (P12. 1. 9-3) に記載のとおり、「国は、当面は、火力発電設備の一層の高効率化、2020 年頃の CCS の商用化を目指した CCS 等の技術開発の加速化を図るとともに、CCS 導入の前提となる貯留適地調査等についても早期に結果が得られるよう取り組む。」、「商用化を前提に 2030 年までに石炭火力に CCS を導入することを検討する。また、貯留適地の調査や、商用化の目処も考慮しつつ CCS Ready において求める内容の整理を行ったうえで、出来るだけ早期に CCS Ready の導入を検討する。上記の検討状況については、随時、事業者へ情報を提供する。」とされており、今後、国の検討結果や技術開発状況を把握し、必要な検討を行ってまいります。</p>
36	<p>兵庫県知事意見で、二酸化炭素総排出量の増加に見合う削減方策を行い、施設の稼働に伴う二酸化炭素総排出量を増加させないこと、総排出量の削減方策について、自ら行うものに売電先の対策を加えて、定量的に明らかにすること、指摘されていることに対し、準備書では全く答えていない。極めて不誠実である。</p> <p>(同趣旨の意見 4 件)</p>	<p>方法書に対する兵庫県知事意見において「二酸化炭素総排出量の増加に見合う削減方策を行い、施設の稼働に伴う二酸化炭素総排出量を増加させないこと。総排出量の削減方策について、自ら行うものに売電先の対策を加えて定量的に明らかにすること。」とのご意見をいただき、準備書 (P8. 2-6) に売電先である関西電力を含めた対応について見解を記載しております。</p> <p>当社は、国が公表した「BAT の参考表」の(A)に即した発電技術である超々臨界圧発電設備(USC)を採用し(B)に相当する設計発電端効率とすることに加え、発電事業者として「省エネ法」のベンチマーク指標について、2030 年度の目標達成に向けて、計画的に取り組み確実に達成いたします。</p> <p>発電のために使用する電力を除く全量を電気事業低炭素社会協議会の参加会社である関西電力に卸供給する計画であることから、送電分の電力に相当する二酸化炭素排出量約 658 万 t は関西電力の販売電力に伴うものとして取り扱われます。当社からの送電に伴い、関西電力において従来稼働していたコストの高い既存の石油及び天然ガス火力発電所の稼働が抑制されると想定され、約 490 万 t の二酸化炭素排出量が抑制されます。加えて、2015 年度時点において、相生火力発電所の石油から天然ガスへの燃料転換による効果並びに再生可能エネルギーの導入拡大による効果により、それぞれ、約 80 万 t、約 288 万 t の削減効果が見込めることから、当社の送電に伴う二酸化炭素排出量を上回る削減効果があるものと考えております。</p> <p>また、本計画において発電のために使用する電力相当分の約 34 万 t については、当社の排出分となりますが、発電所建設に先立って鉄鋼事業の上工程を集約することによる効率化等により、兵庫県下の加古川製鉄所、神戸製鉄所、高砂製作所の 3 事業所をあわせた当社の二酸化炭素排出量は 50 万 t 以上低減する計画であることから、排出量は現状よりも低減いたします。</p>
37	<p>上工程集約効果で、CO2 を年間 50 万 t 以上削減する根拠が明確でない。</p>	<p>現在、加古川の上工程設備の生産量に余裕があることから、神戸製鉄所の上工程設備を加古川製鉄所に集約いたします。上工程設備の集約による効率化等により、兵</p>

番号	公述意見の概要	事業者の見解
	(同趣旨の意見 2 件)	庫県下の加古川製鉄所、神戸製鉄所、高砂製作所の 3 事業所をあわせた当社の二酸化炭素排出量は 50 万 t 以上低減する計画となっております
38	CO2 削減の具体策について、まだ検討中などという無責任極まりない計画で、石炭火力を進めるのは言語道断です。  (同趣旨の意見 3 件)	<p>本計画は、関西電力が火力発電所の高経年化対応及び経済性向上の観点から実施した火力電源入札に対して、神戸製鉄所で保有している岸壁や荷揚げ設備等のインフラや高炉跡地を活用した石炭火力発電設備の導入を計画し、応募したものです。入札の結果、国による審査も経て落札者に決定し、平成 27 年 3 月に関西電力と電力受給契約を締結しております。</p> <p>本計画に伴う二酸化炭素排出量のうち、関西電力への送電電力に相当する分については、本計画が、関西電力の火力電源入札において落札された案件であることから、関西電力は本計画も考慮の上で非化石電源 44%以上を確保し、電気事業低炭素社会協議会の参加会社として、国の計画であるエネルギーミックス並びに電力に係る二酸化炭素排出係数の目標達成に貢献すべく取り組むとされております。</p> <p>所内で使用する電力相当分の二酸化炭素排出量約 34 万 t は当社排出分になりますが、発電所建設に先立って神戸製鉄所の高炉等の設備を休止・撤去し、鉄鋼事業の上工程を加古川製鉄所に集約することによる効率化等により、二酸化炭素排出量は 50 万 t 以上低減する計画であることから、排出量は現状よりも低減いたします。</p> <p>また、当社は、国が公表した「BAT の参考表」の(A)に即した発電技術である超々臨界圧発電設備(USC)を採用し(B)に相当する設計発電端効率とすることに加え、発電事業者として「省エネ法」のベンチマーク指標について 2030 年の目標達成に向けて、計画的に取り組む確実に達成いたします。</p> <p>また、兵庫県知事意見で頂いた二酸化炭素の地域での具体的な削減方策について、現在、神戸発電所の排熱を利用して実施している近隣の酒造会社等への熱供給に加え、以下の取り組みを実施してまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に賦存するバイオマスである下水汚泥を発電燃料として有効活用いたします。</li> <li>・下水汚泥の燃焼により発生する蒸気をタービン途中から抽気し、バイナリー発電等で発電した電力によりバイオマス由来の水素を製造いたします。</li> <li>・この水素をもとに、水素ステーションを設置し、将来のFCV普及に貢献してまいります。</li> </ul>
39	温暖化対策に係る説明が極めて不当である。再生エネルギーの増加についても、企業や消費者による再エネ普及行動が神鋼の石炭火力によって相殺されてしまう、無とになってしまうということを意味している。  (同趣旨の意見 2 件)	再生可能エネルギーについては、固定価格買取制度(FIT)制度において、電力需要家が負担している賦課金に応じて価値を享受できるよう小売事業者の販売電力量に応じて日本全国で再配分されることとなっていることから、全国平均の再生可能エネルギー比率により関西電力の販売電力に相当する二酸化炭素削減量(約 288 万 t)を試算しました。

8. その他

番号	公述意見の概要	事業者の見解
40	<p>既設発電所の燃料を、石炭から天然ガスに切り替えるべきだと強く要請する。</p> <p>(同趣旨の意見 5 件)</p>	<p>神戸発電所についても関西電力と電力卸供給契約を締結しており、引き続きベースロード電源としての役割を果たしてまいります。</p> <p>天然ガス火力発電を行う場合、燃料である天然ガスの調達方法は、ガスの供給事業者から発電所までガス導管で調達するか、専用船で発電所まで運んで天然ガス基地で保管するかの2通りが考えられます。</p> <p>しかし、神戸製鉄所近傍のガス導管は、本計画に必要な供給能力を満たしておらず、ガス会社からも現在、ガス導管増強の計画はないと聞いております。また船で運搬する際、天然ガスを保管する基地を設置するスペースが確保できないことから、天然ガスへの燃料転換は困難です。</p>
41	<p>高炉解体時の影響について、全く述べられていない。アスベストの大気中への飛散、運搬時の飛散が考えられ、評価項目とすべき。</p>	<p>高炉等の解体工事は、発電所の建設に先立って実施する別の事業であるため、本計画に関する環境影響評価の対象ではありません。</p> <p>高炉設備は、これまでの改修工事で、アスベスト代替品に更新を完了しております。</p> <p>他の解体設備に関しては、神戸製鉄所全体で平成 19 年前後に使用有無の調査を実施して、一部を除きアスベストを使用していない製品に取替えを行っています。</p> <p>今回の解体工事におけるアスベスト含有品については、法に基づいた適正な解体方法を行い、飛散防止を図ることとしております</p>
42	<p>送電線の新設に伴う電磁波による影響が心配だ。</p> <p>(同趣旨の意見 8 件)</p>	<p>送電線工事については、関西電力が実施する事業であり、当社がお答えする立場ではありませんが、送電線の電磁波による影響については、地下送電線であることに加えて、埋設深度が深く、国の基準に対しても極めて小さいレベルで、健康影響の心配はないと聞いております。</p>
43	<p>過去の改ざん問題、また、加古川製鉄所でのばいじん排出目標量が3か月も連続で上回ったことで、原因究明を年内中とし、稼働を続けていることに理解ができない。地元を軽視し過ぎではないか。</p>	<p>加古川製鉄所では、降下ばいじんに関して製鉄所影響値 3.0t/km<sup>2</sup> 月以下の自主管理目標値を設定し、その達成に注力してまいりましたが、平成 29 年 4 月から 8 月にかけて自主管理目標値未達成となりました。原因究明と対策策定については、降下ばいじん対策委員会を発足させ、年内を目途に取りまとめることとしております。</p> <p>当社は、平成 18 年の加古川製鉄所、神戸製鉄所におけるばい煙問題を契機に、法令遵守に対する取り組みを強化しております。</p> <p>事業にかかわる法令の遵守を徹底するとともに、コンプライアンスに対する感度の高い組織文化の醸成を目指して、継続的に取り組んでおります。</p> <p>環境経営の先進企業としてより一層信頼を賜れるよう、全社一丸となって、努力を続けてまいります。</p>

9. 環境の保全の見地以外からの意見

番号	公述意見の概要	事業者の見解
44	市街地から近距離での新增設は、工事段階で子供たちが安全、安心して生活できる環境を奪うことになりかねない。	本計画では、神戸発電所と同様に安全管理を徹底し、事故の未然防止に努めてまいります。
45	住宅地に近い発電所では、火災などへの心配も寄せられている。市街地から近距離での新增設は、子供たちが、安全、安心して生活できる環境を奪うことになりかねない。	<p>本計画で使用する石炭は、神戸発電所と同様に瀝青炭の使用を考えております。また、燃料の石炭は、石油や天然ガスと比較して着火しにくい性質があり、比較的火災に強い燃料です。</p> <p>屋内式貯炭場(貯炭サイロ)内での火災対策としては、火災の発生しない設備の運用、異常状態の早期発見、早期処置の方針に基づき、以下の対策を実施することで安全に貯蔵いたします。</p> <p>①保管期間上限を設定し、石炭の温度が上昇しないうちに使用することや、石炭の配置換えを行い温度の上昇を抑えます。</p> <p>②屋内式貯炭場内の石炭の温度、ガス成分を監視します。</p> <p>③万一異常があり、温度上昇を検知した場合でも、水噴霧装置を起動させ、石炭を冷却します。また、可燃性ガス濃度が上昇した場合には、窒素ガスを吹き込みます。</p>
46	神鋼はどれほど安く電力を売ろうとしているか、明らかにされていない。	契約の内容に関わる具体的な事項については、守秘義務もあるため、回答は差し控えさせていただきます。
47	<p>高炉を廃止すれば、新在家の町から賑やかさが消えてしまうのはとても心配。神戸経済に大きな悪影響を与える。雇用の縮小により地域経済が悪化する。</p> <p>(同趣旨の意見3件)</p>	<p>高炉をはじめとする上工程設備の休止により一時的に従業員が減少いたしますが、新設発電所の稼働に伴って従業員が増加いたします。</p> <p>加えて、新設発電所の建設工事や稼働後の定期検査に伴う入構者の増加が一時的に見込まれます。</p>

公述意見の概要（対照表）

番号	公述意見番号
1	20
2	2
3	16, 31
4	29
5	20
6	2, 5, 6, 8, 9, 18
7	1, 2, 3, 4, 5, 7, 8, 9, 16, 17, 18, 19, 24, 25, 26, 29, 30, 33, 34, 36, 38, 40
8	1, 4, 10, 11, 12, 13, 20, 26, 37
9	4
10	10, 24, 28, 33, 34, 35
11	39
12	10, 22, 28
13	38
14	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 10, 11, 12, 13, 16, 17, 19, 20, 22, 23, 24, 26, 28, 29, 31, 32, 33, 38, 40
15	3, 4, 5, 8, 9, 10, 11, 14, 19, 20, 22, 23, 29
16	12, 19, 20
17	4
18	15
19	2, 3, 4, 8, 9, 11, 12, 13, 15, 16, 19, 24, 29, 37
20	1, 2, 3, 6, 8, 10, 11, 12, 13, 19, 20, 24, 29, 31, 40
21	39
22	6, 10
23	9, 15
24	11
25	8
26	22
27	6, 17
28	6
29	6
30	2, 24, 35
31	3, 9, 11, 15, 29
32	9, 11, 18, 37
33	9
34	8, 10, 13, 15, 16, 17, 19, 22, 40
35	5, 11, 13, 15, 22, 28
36	5, 9, 11, 18
37	15, 29
38	3, 19, 28
39	22, 23
40	11, 12, 18, 34, 40
41	6
42	3, 10, 14, 17, 21, 29, 37, 39
43	29
44	15
45	15
46	1
47	2, 7, 17



## 【参考意見】

その他以下のような意見があった。

- ・ 関電は、赤穂市のほうで石炭火力への変更を諦めています。その理由は電力需要の減少と、今後の伸びもないし、CO<sub>2</sub>対策の強化が挙げられているのでやめたのだというふうにホームページでも上げておられました。にもかかわらず、関電は神鋼火力の電力を買うと言っている。関電は企業倫理からいってもおかしくないかということがあると思いますので、関電の株主である神戸市からもはっきり意見を言っていたきたい。
- ・ 健康被害が出るから私はこの火力発電自体には反対なのですが、仮に建設されて健康被害が30年後に出たとする場合、一体誰が責任を負うのかというものはっきりされてないまま進められているのも問題だと思います。未来につけを残さない技術が今ありながら、それを使わずにリスクを負わすようなことを、神戸市は認めるべきではない。
- ・ 水銀に関する水俣条約が発行され、人為的な水銀排出の削減、根絶を目指しているときに、石炭火力発電所の増設は条約に逆行しているのではありませんか。水銀の削減対策を明確にするよう指導してください。
- ・ これ以上、温暖化を進めるわけにはいきません。たとえ国が石炭火力をベースロード電源だとしても、神戸市として住民の健康、地域の環境を守るのが行政としての責務だと思います。
- ・ 住みたいと思える神戸に、また子供たちが安心して暮らせる神戸を残すためにも、石炭火力発電所の増設は反対ですし、神戸市として神鋼の増設計画の中止と徹底した指導をお願いします。
- ・ 地球温暖化防止のためにCO<sub>2</sub>の削減を行政にも市民にも努力を求めながら、その努力を無にしてしまう石炭火力発電所の増設を神戸市は絶対に認めるべきではありません。
- ・ 計画は疑問だらけで容認しがたい部分があると厳しい意見が出されています。神戸市としてこの審査会での議論も踏まえ、石炭火力発電所の増設は認めないとはっきり指導・助言すべきです。
- ・ 灘区や神戸市域の大気環境汚染を悪化させないという姿勢を欠いた神戸製鋼所への厳しい指導を、神戸市はする必要があります。
- ・ (景観) 条例は、市民、事業者及び専門家の基本的責務として、都市景観に関する意識を高めることにより、それぞれの立場から都市景観の形成に寄与するよう努めなければならないとしています。神戸市は、この立場を堅持して、石炭火力発電所の増設を認めないことを示すべきです。
- ・ 石炭火力発電所は、市長が言うまちの質、暮らしの質を高めることと正反対のことであると言わなければなりません。神戸市は、この石炭火力発電所の新設は絶対に認めないよう重ねて要望します。
- ・ 神戸製鋼の石炭火力発電所建設というのは、震災の前年の1996年に計画をされまして、97年の阪神大震災の被害を契機に、神戸火力発電所建設を震災復興の特定事業として、神戸市と神鋼が政府に要請をいたしまして、ちょうど20年前の97年7月に閣議決定されたのであります。この推移を見て、経過からも明らかですが、神戸市の責任は重罪と言わなければならないと思います。改めて市民の立場に立って、行政指導を強化していただくよう求める。
- ・ 神戸市に以下の具体的な指導を求めたい。まず第1に、CO<sub>2</sub>総排出量の増加及び減の数値と総排出量の抑制対策を市民に公表させていただきたい。第2に、2050年80%削減の国の方針にいかに対応されるのか明らかにされたい。3つには、現状神戸市全体、これは神鋼を除くわけではありますが、温室効果ガスの排出はCO<sub>2</sub>換算で1,247万トン、これは2013年ではありますが、神鋼火力の新施設及び今動いている旧施設を合計いたしますと1,440万トンでありますから、火力発電だけで神戸市全体の排出量を上回るのであります。これで

は、神戸市地球環境温暖化防止計画は根底から突き崩されることになるではありませんか。総排出量の増加をさせないよう対策を求めていると思います。また、以上の点について、神戸市はどのように事業者の指導をなされるのか明確にお答えをいただきたいと思います。これらの対策が明らかにされなければ、発電所設置を是認しないよう求めておきたい。

- ・神戸市の責任において総量削減の強力な指導をしていただくよう求める。
- ・今後、水銀を大気放出するとなれば、30年間にわたって、神戸市としても水銀の総排出量の規制と妊婦と胎児の疫学的調査の開始を喫緊に実施すべき。
- ・神戸市もなんですけれども、環境会社を神鋼の子会社に外部委託しているということがあります。過去に大気汚染の防止法違反をした会社の関連会社に委託することは世間の常識から考えてあり得ない、入札停止にすべきだと考える。また、神戸製鋼の元社長は、政治資金規正法で引責辞任されたのですけれども、2年後に神戸市の外郭団体の社長に迎えるなどして、神戸製鋼と神戸市の特別の関係が認められるので、これは市民の目線の疑惑を払拭するためにも、第三者機関による計測が必須であると考えております。
- ・住居に隣接している大型石炭火力発電所は神戸市だけであり、神戸市として誇れることでしょうか。方や、水素スマートシティ神戸構想を掲げている件と、完全に矛盾していると考えている。
- ・神戸製鋼は長年続けてきた溶鉱炉を廃止して、神戸製鉄所をなくして地域の雇用そのものが減るということは明らかですし、それに、地域の経済の振興という点でも非常に問題だと思うんです。先ほど言われましたけれども、地域が寂れるという問題もあると思います。そういうことに対して神戸市がやっぱり神戸製鋼に自粛を求めるとするのは、当然、地方自治体としての責務だと思うんですね。地方自治体は住民福祉を大事に考えるということですから、地方自治体の責務として、神戸製鉄所を廃止して、火力発電所という公害をまき散らすような、こんな施設をつくることについて当然自粛を求め、あるいは規制するということが当然必要ではないかと私は考えます。そのことを神戸市に強く要望いたします。
- ・そもそも神戸製鋼は、20年前の1997年の石炭火力発電所設置の際も、大気汚染物質が現状はふえるのに減るとごまかしてきた経緯があり、当時の市議会で大問題になりました。また、2005年には、データを改ざんし、数値をごまかして報告してきたという前例がある企業です。今回も減ると宣伝していますが、徹底した検証が必要ではないでしょうか。
- ・神戸製鋼は、CO<sub>2</sub>の排出については、関西電力にその責任を丸投げしようとしています。こうした神戸製鋼の姿勢を神戸市として最もCO<sub>2</sub>排出量の少ない発電技術を導入させるようにするなど、改めさせるべきです。
- ・地元、神戸市灘区住民の一人として、住民の健康や地域環境に多大な影響を及ぼす本件について、神戸市として責任のある対応をしていただくことをお願いする。
- ・なぜ住宅地のすぐそばに石炭火力発電所なんですか。離れていればいいというわけではありませんが、幾ら国がベースロード電源と位置づけても、最もそれ自体大きな誤りだと思います。石炭火力発電には、たくさんリスクがありますから、神戸市としては何としても阻止すべきだと思います。住民の命と暮らしを守るのは自治体の役割だと思うのですが、神戸市はそれを放棄してしまったのでしょうか。
- ・静岡の市長は、先日、石炭に比べてもリスクの低い天然ガスの火力発電の新設を、市のまちづくりにそぐわないと見直しの見解を表明されております。ぜひ、将来世代のことも考えて、増設中止を神鋼へ申し入れられることをお願いしておきます。
- ・神戸市には、日々報告が入っているはずですが。総排出量は、市民にわかりやすく回答するよう指導すべきで

す。しなければ、神戸市が発表してください。

- ・排出量は、神戸市と結んでいる環境保全協定の数値だけで、現実排出している数値ではありません。窒素酸化物も、硫黄酸化物も、現状出ている年間の総排出は、ふえるのをごまかすために総排出量をかたくなに拒否し、出てもいない届け値を小さくして、市民にあざむくようなやり方は、厳しく指導してください。
- ・再度、アセスをやり直して、総排出量がふえるのであれば、増設中止を指導すべきです。
- ・今、電気の需要は減っています。神戸市長は、ぜひ増設中止を表明され、現在稼働している石炭火力発電所の燃料を、公害物質が少なく、そして二酸化炭素が半分以下になる天然ガスへと切りかえることを強力に指導されることを指摘します。
- ・毎年取り組んでいるNO<sub>2</sub>のカプセル調査の結果では、今でも発電所建設予定地周辺では、基準をオーバーしています。依然として、深刻な汚染状態です。ぜんそくや肺がんで苦しむ人をこれ以上ふやさないためにも、まず、増設中止を指導されることを神戸市として要求します。
- ・最新の汚染防止技術を導入すると説明されましたが、10年前にできた神奈川県磯子の発電所と比べて、硫黄酸化物を3割、窒素酸化物を5割も多く排出されるではないですか。最新の汚染防止技術の導入というのは、うそではないですか。これは、神戸市として厳しく指導をお願いします。
- ・現在でも大気汚染が深刻な地域に、新たな大気汚染を振りまくような石炭火力発電所の増設計画はとめるよう指導を求める。
- ・石炭火力発電所計画がありという形で大がかりな送電線工事が始まっています。まだ、神戸市における検証計画も、検証も済んでおりません。私は、増設計画そのものに反対をいたします。今すぐ工事をストップさせてください。
- ・周辺住民の生活環境に及ぼす影響は大変顕著です。このことを踏まえて、ぜひ中止をしていただくように、準備書に対して、詳細な検証と審査をお願いいたします。
- ・子供たちの健康に不安要因を広げる新增設を認めるわけにはいきません。神戸市におかれても、厳しくチェックされることを求めます。
- ・灘区の説明会では、PM2.5の排出予測は出さないのかという質問に対して、原因がはっきりしないからなどの理由で示すことができないとの回答だったと思いますけれども、とでもありません。健康被害を広げ得る要因について予測も示せないというのは、論外だと言わざるを得ません。神戸市としても、厳しく指導されることを求めます。
- ・神戸市は、2030年には2013年度比34%削減の計画を示されています。この計画から照らしても、新たに692万トンもの二酸化炭素をまき散らす新しい石炭火力発電所の増設を認めるわけにはいかないのでしょうか。
- ・このような無謀な計画は、直ちに見直し、中止させることを、神戸市としても強く神戸製鋼に指導することを要望します。
- ・神戸市は、神戸製鋼に対して、PM2.5の環境影響評価の実施、またその発生を低減させるための対策、発電所の運転による発生量の監視、また発生量が環境基準を超えることがないように強く求めてください。また、環境基準を超える場合は、直ちに運転を停止するように求めてください。

- ・神戸にある、アウトドアショップを訪れた際に、そこの店員さんからこういった話を聞いて、非常に関心を持って、神戸製鋼主催の説明会に行きましたし、今回の公述にも応募させていただいております。この石炭火力発電所の増設計画について、より多くの意見を得るために、神戸市としてこの計画を市民に広く情報発信をすることはできないでしょうか。
- ・本来、企業が、どのような分野でもうけ、あるいは損失を出しても、自己責任の範囲かもしれません。しかし、こういった明確に私たちの将来を否定するような問題に対して、傍観はできないと、はっきり神戸市が理性の力を発揮していただきたいというふうに思います。海面に没しようという諸島に対して思いをはせる神戸市であってほしいし、痛みを感じる神戸市であってほしい。そのことを求めます。
- ・神戸市の対応を見ていると、先ほども公述がありましたけれども、県より姿勢がわるい、そして、しかも神戸製鋼さんに何か頭が上がっていない、上がらない、そんなことを私は強く意識するわけです。行政としてのですね、権限をね、最大限発揮してですね、神戸製鋼何者ぞというぐらいのことをね、やらないと、ほんまに市民の立場、区民の立場に立って行政を行うことはできないと思います。
- ・景観条例の中にですね、煙の問題を取り入れるとか、新しいね、やっぱり発想を持ってですね、今、審議されている、次回は景観問題についてもお話、審査会を予定しておるそうですけれども、この景観問題もまだ解決しておりません。解決しないまま見切り発車することは、もう絶対許されません。私は、そういうことを神戸市さんもぜひ、独自の立場で政府の政策関係なしに、神戸製鋼に対して強い指導力を発揮していただくことをお願いします。
- ・神戸市におかれては、住民の福祉の増進を図ることを基本とする地方自治法第1条の規定を踏まえて、地域住民の健康が著しく損なわれる可能性が高い今回の神鋼による石炭火力発電所建設計画については、汚染物質の総量規制を強化するなどの実効性の高い指導を行って、神戸製鋼がそれらの指導に従わなかったり、環境汚染が明確に改善されないような場合には、本件発電所の設置は認められないという判断も辞さない強い決意で神戸市民の健康と暮らしを守る責任を果たしていただきたいと考えております。
- ・電磁波過敏者、電磁波弱者のことにに関してです。特にこの地下超高压送電線は全く見えないので、逃れることができない。そして、何か調子が悪くても、それが表に出ないという、無視されてしまうという異常な事態を理解してほしい。
- ・六甲病院から下って行って、石屋川とクロスするところ、私の診療所の真向かいのところなんですね。地面のところ、243.7マイクロテスラも出てます。通常でも200マイクロテスラ近く出てます。何回も危ないって言ってますけど、誰も言うことを聞いてくれないんです。
- ・石屋川の異常電磁波地帯は、六甲病院からおりてくるところですね。似たようなところがあっても、全く何ともないところもあります。急速充電器の危険レベルよりもはるかに高い磁界が出てます。よって、人命尊重のために速やかに現場の情報を市民に公開、少なくともペースメーカーを入れてる方に公開してください。私は、そういう方が来られたら言ってます。デバイス電磁波実施干渉調査を実施すべきなんです。こういう地面をはからなくていいという既存のこういう狂った社会を、神戸から直してほしいんです。郷土を愛する、自然を愛する、そういう世界を取り戻しましょう。
- ・神戸市におかれては、神戸市におけるこれまででも最大の固定排出源になっている神戸製鋼の事業所に、さらに巨大な排出源となる石炭火力発電所を追加することが環境大臣の告示のように、現状程度汚染水準を維持し、これを上回ることとならないように努めている、そういう計画と言えるのかどうかということ、中立的な観点から厳しく審査していただきたいと思います。

- 兵庫県知事は、方法書に対する意見の中で、神戸製鋼からのCO<sub>2</sub>排出量をふやしてはいけないということを求めました。このように、直接排出量の増加を容認しないという姿勢は、決して的外れなことではなくて、むしろ環境影響評価姿勢との趣旨に適合するものであります。神戸市におかれましても、事業者のいわば間接排出の抗弁に惑わされず、温暖化対策の観点から、事業者の計画が環境保全上適正な配慮をしたものかどうかということを厳しく審査していただきたいと思ひます。
- 関西電力に責任を転嫁することはできないということでありまひす。市の審査会において伝え聞いた話では、今回の石炭火力の計画は、関電の発電所の一部と捉えることが必要だという発言をしたそうでありまひすけれども、そうであるならば、当事者である関西電力を神戸市の審査会に呼び、そこで出席し、説明を求めるといふ姿勢が必要である。
- 神鋼は、将来の汚染物質排出は、環境基準を超えない見込みであると、ですから、適切だと説明しまひすが、その説明でよしとしてしまひていいのだろうかという問題提起です。既に指摘しまひたように、石炭火力発電所の新設によって、実際には現状よりも汚染物質の排出量は増加するといふことが言えますので、準備書のこの論点については、神戸市におかれまひても、慎重に評価していただきたいと思ひます。
- 神戸市は、神戸製鋼に対して、こういう公害をまき散らす火力発電はやめて再生可能エネルギーの事業に取り組むように指導されることを切に要望いたしまひます。
- 神戸製鋼所は、国の二酸化炭素の排出削減の目標計画との整合性は確保されているといひますが、今述べたとおり、世界と比べてもおくれているのが日本です。その日本の目標計画との整合性を幾ら主張しても仕方がありません。世界の流れから見れば、今後の石炭火力を続けるといふ政府のベースロード電源や削減目標、このまま続く保障はなく、世界的な削減の流れから変わってくる可能性だつて十分にあり得まひす。こうした世界的な流れからも、神戸市からストップをかけるべきだと考えまひす。
- 神鋼の石炭火力発電の新設を認めてしまへば、温室効果ガスの削減目標達成から遠のくことになってしまひまひす。こうしたことから、神戸市として新たな石炭火力発電を認めるべきではありません。神戸市が神鋼火力発電をストップさせることは世界の動きにも従うことになリまひす。また、温暖化対策を強化し、真に環境に配慮した行動を積み重ねて、環境貢献都市神戸となることを市民は望んでいひるのではないでしよつか。神戸市として神鋼の石炭火力発電をストップさせることを強く求めまひす。
- 審査会での厳正な審査を期待をいたしまひす。
- 世界的に地球環境を考え、前向きに動いていひる時代に石炭を燃やし、電力を売るといふビジネス、時代錯誤も甚だしいと思われまひす。私たひちは、子供、孫と将来にわたつて安心して住める鶴甲を目指していひまひす。兵庫県庁、神戸市役所におかれまひても十分御理解の上、再検討をお願いしまひす。
- 今回の人口密集地の神戸製鋼の火力発電にはとつても信じられない思ひでいひまひす。神戸市には慎重に検討してもらひたいものと思ひておりまひす。
- 世界的には火力発電は廃止の方向で動いていひるのに、絶対にこれを認めてはならないと思ひまひす。CO<sub>2</sub>を排出する火力発電を進めるのではなくて、自然エネルギー100%を目指すように神鋼に神戸市は指導してほしと思ひまひす。
- 新しい2基の火力発電は中止をすること、それから、今稼働していひる石炭火力は石炭ではなく天然ガスにかへること、このことを神戸市にきつくと指導していただきたい。
- いつまでも原発や石炭火力に電源を頼るのではなくて、再生可能エネルギーに切りかへていく。今、大きな

企業が力をいっぱい持っていますし、お金もためておりますから、これを活用して、再生可能エネルギーを開発していく、これを市としても進めるように進言してもらいたい。大企業は大企業なりの役割を果たすように、神戸市としても指導していただきたい。

- 少なくとも、海水を冷却に利用するので、それによる環境を変えるのであれば、これは神戸市さんをお願いですが、やっぱり温度は本来、給水したときの温度に戻して排水するように指導してもらいたい。そして、水温の上昇による生態系への懸念ですが、過去には赤潮とかいう問題もありました。海の環境汚染というのは、特に生態系の破壊というのは予想がつきませんので、後から「それは想定外でした」ということのないように、ぜひそういう対策をとっていただきたいと思います。火力発電所が増設されて水温が上昇したら、また違う懸念が今度は神戸で起きてくるという可能性は十分に考えられます。そういった対策は、ぜひ抜かりのないように、神戸市さんからも指導をお願いしたい。
- 2017年度比26%削減の実行のために、電力業界全体でCO<sub>2</sub>排出削減に取り組む枠組みを国が責任を持って構築する必要があります。神戸市としても、これについては国に強く要望すべきであると考えています。
- 神戸市として、もうけのためにはパリ協定を無視してよいのかという意見を神鋼に強く述べるべき。
- 神戸市として神戸製鋼に対して、大企業としての社会的責任を明らかにし、石炭火力の増設は直ちに中止を、そして現在稼働している発電所は、天然ガスへの転換を求めていただきたい。